

○荒尾市地域公共交通活性化協議会設置要綱

平成 24 年 4 月 23 日告示

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化再生法」という。)及び道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、荒尾市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 活性化再生法の規定に基づき作成する計画(以下「法定計画」という。)の策定及び変更に関する事項
- (2) 本市の実情に応じた適切な公共交通体系の態様及び運賃等に関する事項
- (3) 公共交通の活性化及び利便性増進のための施策等に関する事項
- (4) その他公共交通に関して協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 市民及び公共交通利用者の代表者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (5) 関係する公共交通事業者及びその組織する団体の代表者
- (6) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者
- (7) 道路管理者
- (8) 熊本県公安委員会の指名する者
- (9) 学識経験を有する者
- (10) 法定計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者の代表者
- (11) その他協議会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、第 3 条第 1 号に規定する者をもって充て、副会長は委員の互選により選任する。

- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員は、自ら会議に出席することができないときは、代理者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理者の氏名等を報告することにより、その代理者をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、必要がある認めるときは、会議の決定によりこれを公開しないことができる。
- 7 会長は、必要に応じて委員以外の者に対して資料の提出をさせ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

(事務所及び事務局)

第7条 協議会の事務所は、荒尾市宮内出目 390 番地荒尾市役所に置く。

- 2 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 3 事務局は、総務部政策企画課に置く。
- 4 事務局に事務局長及び事務局員を置き、協議会が定めた者をもって充てる。

(監査)

第8条 協議会に監査委員を2人置く。

- 2 監査委員は、会長が委員の中から指名する。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(経費)

第9条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 24 年4月 26 日から施行する。

この告示は、平成 29 年5月 24 日から施行する。

荒尾市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(設置) 第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、<u>荒尾市地域公共交通連携計画（仮称）（以下「連携計画」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行い、並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、荒尾市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</u></p>	<p>(設置) 第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。<u>以下「活性化再生法」という。</u>）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、荒尾市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p>
<p>(協議事項) 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 (1) <u>連携計画の策定及び変更に関する事項</u> (2) <u>連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項</u> (3) <u>本市の実情に応じた適切な公共交通体系の態様及び活性化に関する事項</u> (4) 略</p>	<p>(協議事項) 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 (1) <u>活性化再生法の規定に基づき作成する計画（以下「法定計画」という。）の策定及び変更に関する事項</u> (2) <u>本市の実情に応じた適切な公共交通体系の態様及び運賃等に関する事項</u> (3) <u>公共交通の活性化及び利便性増進のための施策等に関する事項</u> (4) 略</p>
<p>(組織) 第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1)～(9) 略 (10) <u>連携計画</u>に定めようとする事業を実施すると見込まれる者の代表者 (11) 略</p>	<p>(組織) 第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1)～(9) 略 (10) <u>法定計画</u>に定めようとする事業を実施すると見込まれる者の代表者 (11) 略</p>

附 則

この告示は、平成29年5月24日から施行する。